



# 秋田県公報

## 目 次

告示

字の区域の変更(一八六・市町村課)  
 道路区域の変更(一八七)一八九・道路環境課)  
 道路の供用開始(一九〇・道路環境課)  
 公 告

一般競争入札の実施(学術振興課)  
 県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)  
 県営土地改良事業の換地処分(仙北総合農林事務所)  
 市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北総合農林事務所)  
 県営土地改良事業計画の変更(平鹿総合農林事務所)  
 共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)  
 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出(二八)  
 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(二九)  
 政治団体の解散の届出(三〇)  
 政治団体の収支に関する報告書(三一、三二)  
 公職の候補者の資金管理団体の届出(三三)  
 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(三四)  
 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(三五)

## 告 示

### 一 道路の区域

秋田県告示第百八十六号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡西仙北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡西仙北町寺館字八卦 六の一の一部、六の二の一部、一の一の一部、一の一の一部、一三、一四、一五の一部、一六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である 国有地の一部	仙北郡西仙北町寺館字 漆原
仙北郡西仙北町寺館字漆原 一四の一、一五の一、一六の一、一九の一、二〇の一の一部、二一の一の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二四の一の一部、二六の一の一部、二七の一の一部、二八の一の一部、二九の一の一部、三〇の一の一部、三一の一の一部、三二の一の一部、三三から三五までの各一部	仙北郡西仙北町寺館字 八卦

秋田県告示第百八十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百五号	百五号	大曲市飯田字続橋通一八三番二から大曲字扇田三〇番四まで	A	B	三七・〇〇〇〇～二五七二・〇〇〇〇	〇・四八〇
一般国道	百五号	百五号	大曲市飯田字続橋通一八三番二から大曲字扇田三〇番四まで	A	B	三七・〇〇〇〇～二五六・〇〇〇〇	〇・四八〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年三月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百八十八号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	二百八十五号	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字釜ノ沢四四番一地从先から字川堤一〇五番一地从先まで	A	B	一四・〇〇〇〇～三三・五〇〇〇	〇・〇九〇
一般国道	二百八十五号	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字釜ノ沢四四番一地从先から字川堤一〇五番一地从先まで	A	B	一四・〇〇〇〇～三三・五〇〇〇	〇・〇九〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年三月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百八十九号

道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間					
			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)				
県 道	新	秋田岩見船岡線	B	A	C	B	A	〇・〇六八
			秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一八番一 先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番 一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番一 先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一八番一 一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番 一地先まで	
県 道	旧	秋田岩見船岡線	B	A	C	B	A	〇・〇九一
			秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一八番一 一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番 一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番一 先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一八番一 一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内二一五番 一地先まで	

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年三月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	上郷仁賀保線	由利郡仁賀保町中三地字十文字一四番一から字久和田三五番二まで

二 供用開始の期日 平成十五年三月十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年三月十四日から同月二十七日まで

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 調達をする役務の名称及び数量 秋田県立大学短期大学部学生寮給食業務委託 一式
  - (二) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 履行期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
  - (四) 履行場所 南秋田郡大瀧村字南二丁目二番地 秋田県立大学短期大学部学生寮
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 二百人以上の給食業務を受託した実績を有すること。  
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所  
 郵便番号〇一〇 〇四四四 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地  
 秋田県立大学事務局大潟事務室総務班(電話〇一八五 四五 二〇二六)  
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年三月十四日(金)から同月二十日(木)までの午前九時から午後五時までの間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所  
 (一) 平成十五年三月二十五日(火) 午前十時 秋田県立大学短期大学部管理棟二階大会議室  
 (二) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
 平成十五年三月二十五日(火) 午前十時 (一)に掲げる場所

五 その他  
 (一) 提出書類等  
 入札に参加を希望する者は、(二)の実績を有することを証する書類を平成十五年三月二十日(木)までに(一)に掲げる場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
 (二) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。(第百六十六条に規定するところによる。))  
 (四) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 入札保証金及び契約保証金  
 秋田県財務規則第百六十条から第百六十三条まで及び第百七十七條から第百七

十九条までに規定するところによる。  
 (六) その他  
 詳細は、入札説明書による。

平成十五年三月七日県営土地改良事業(中三地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年三月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

平成十五年三月七日県営土地改良事業(小路袋地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年三月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、協和町から協議があつた土地改良事業(和田地区盤整備促進事業(基幹水利施設))の施行について、平成十五年三月六日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年三月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

横手市上境字館百三十三番地一山石一壽ほか二十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十五年三月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(境町北部地区ほ場整備事業)担い手育成型( )変更計画書の写し  
 二 縦覧期間 平成十五年三月十七日から平成十五年四月十四日まで  
 三 縦覧場所 横手市役所  
 秋田県知事 寺 田 典 城  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第

五十二条の二第一項の規定により、平鹿郡大森町八沢木字中ノ又十五番地一菊地庄一  
郎ほか九人からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条  
において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、つぎのとおり縦覧に供  
する。

平成十五年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請年月日 平成十五年三月四日
  - 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(中ノ又地区ほ場整備事業)換地計画書の写し
  - 三 縦覧期間 平成十五年三月十八日から同年四月十六日まで
- その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中ふじお後援会	川村 徳之助	斉藤 敏充	山本郡琴丘町鹿渡字東一本柳四十番地二	平成十五年二月四日
高橋克己後援会	須田 治哉	藤原 利哉	湯沢市裏門二丁目二番二号	平成十五年二月五日
未来を語ろうホリネットワーク	堀 友子	菊地 たま子	本荘市美倉町二十七番二十七号	"
立身万千子後援会	鈴木 望	小林 由郎	横手市安田原町二番二号	平成十五年二月七日
半田孝子後援会	高橋 忠	船山 平蔵	湯沢市湯ノ原一丁目一番三十六号	"
井戸端会議おおだて	石垣 昇平	石垣 昇	大館市字池内道下一番地五	平成十五年二月十日
のこの知恵子秋田県後援会	菅 レイ子	田口 力チ	秋田市旭北栄町四番二十三号	平成十五年二月十二日
澤田一文後援会	熊田 進	藤島 俊光	北秋田郡鷹巣町前山字露山下六十三番地	平成十五年二月十四日
岩谷まさみ後援会	仲 沢 功	奈良 河次夫	大館市東台二丁目三番七号	平成十五年二月十九日

四 縦覧場所 大森町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平  
成十五年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から設立の届出があつた  
ので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

安岡あきおの会	藤田鉄良	安岡里江	能代市通町一番十六号	平成十五年二月十九日
中田じゅん後援会	大谷ミヤ子	佐藤金蔵	能代市万町四番二十九号	平成十五年二月二十日
高橋せいご後援会	小野武	高橋美華	横手市駅前町一番五号	平成十五年二月二十一日
工藤喜久男後援会	見上廣美	畠山信一	山本郡琴丘町鹿渡字田後百二十五番地	平成十五年二月二十四日
渡辺まさふみ後援会	渡辺正史	渡辺敏江	本荘市出戸町字赤沼下百八十二番地二	平成十五年二月二十五日
藤原良範後援会	堀内金蔵	佐々木元	能代市字東大瀬二番地二	平成十五年二月二十七日
田中ひさこ後援会	小玉孫一	田中賢一	能代市東町八番八号	平成十五年二月二十八日

秋選管告示第二十九号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出がしたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年三月十四日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党秋田県不動産職域支部	代表者 金子健三	代表者 加藤忠武	平成十五年二月二十日
自由民主党仁賀保町支部	代表者 鈴木秀夫	代表者 山内俊一	平成十五年二月十四日
自由民主党仁賀保町支部	代表者 柴田文雄	代表者 佐藤治雄	平成十五年二月十四日



秋選管告示第三十号

武藤しんさく後援会	代表者	田口 豊	平成十五年二月十六日
	主たる事務所の所在地	能代市通町五番二号	
能登祐一の会	代表者	佐藤 長俊	平成十五年二月十七日
	主たる事務所の所在地	能代市御指南町一番四十五号	
平鹿町寺田すけしろ後援会	代表者	佐々木 良隆	平成十五年二月十八日
	主たる事務所の所在地	秋田市太平目長崎字上目長崎二百番地三	
秋田県不動産政治連盟	代表者	金子 健三	平成十五年二月二十日
	主たる事務所の所在地	秋田市寺内字神屋敷四番地二	
つや永光後援会	代表者	長岐 兼雄	平成十五年二月二十四日
	主たる事務所の所在地	秋田市寺内字児桜六十五番地十	
うさみ洋二朗後援会	代表者	荻原 金光	平成十五年二月二十五日
	主たる事務所の所在地	秋田市寺内字鳥帽子橋三十四番地	
鈴木たかお後援会	代表者	鈴木 隆夫	平成十五年二月二十六日
	主たる事務所の所在地	雄勝郡稲川町三梨字鳥帽子橋二十五番地一	
緑と枝で豊かな町をつくる会	代表者	山口 隆弘	平成十五年二月二十八日
	主たる事務所の所在地	雄勝郡稲川町三梨字鳥帽子橋三十四番地	

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、



平成十五年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党秋田県第一区総支部	平成十五年一月三十一日	平成十五年二月十二日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大橋のり子後援会	平成十五年二月七日	平成十五年二月七日
小西省吾後援会	平成十四年十二月三十日	"
省政会	"	"
澤田一文後援会	平成十五年二月十四日	平成十五年二月十四日
森元つねお秋田県後援会	平成十五年二月十日	"
北秋政策研究会	平成十五年二月一日	平成十五年二月十七日
たけだ成功後援会	"	"
奈良善二郎後援会	"	平成十五年二月二十日
渡辺一男後援会	平成十四年十二月二十一日	平成十五年二月二十一日

政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 小西省吾後援会

報告年月日 平成15年2月7日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

合計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

事務所費

小計

政治活動費

組織活動費

小計

合計

政治団体の名称 北秋政策研究会

報告年月日 平成15年2月17日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

90,561円

58,561円

32,000円

90,000円

32,000円

16人

32,000円

12,000円

9,700円

21,700円

68,300円

68,300円

90,000円

17,369円

17,369円

0円

秋選管告示第三十一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

(イ) 支出総額  
 政治団体の名称 たけだ成功後援会  
 報告年月日 平成15年2月17日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 0円

前年繰越額 12,529円  
 本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円  
 政治団体の名称 渡部一男後援会  
 報告年月日 平成15年2月21日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 503,284円  
 本年の収入額 503,284円  
 (イ) 支出総額 503,284円  
 イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳  
 機関誌の発行その他の事業による収入  
 役員会 109,500円  
 総会 104,500円  
 グラウンドゴルフ大会 72,500円  
 女性のごとしい 58,000円  
 小計 344,500円

寄附  
 個人からの寄附 158,784円  
 (イ) 寄附の内訳  
 個人からの寄附 158,784円

渡辺一男 158,784円  
 秋田市  
 合計 503,284円

(イ) 支出の内訳  
 政治活動費  
 機関紙誌の発行その他の事業費 503,284円  
 その他の事業費  
 合計 503,284円

2 収入及び支出のない団体  
 (1) 政党

政治団体の名称	報告年月日
民主党秋田県第1区総支部	平成15年2月12日

(2) その他の政治団体

大橋のり子後援会	平成15年2月7日
省政会	〃
澤田一文後援会	平成15年2月14日
森元つねお秋田県後援会	〃
奈良善三郎後援会	平成15年2月20日

秋田県知事兼第三十三回  
 選挙権行使正法(昭和二十三年法律第六十四号)第十二条第一項の規定により、  
 政治団体の名称及び報告年月日並びに報告書の提出が認められたもの、同法第二十  
 一条第一項の規定により、  
 当該次のおおりの取組を公表する。

秋田県選挙権行使促進委員会 氏 職 欄  
 種類 政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨  
 平成14年分

(1) 政党  
 政治団体の名称 民主党秋田県第1区総支部  
 報告年月日 平成15年2月12日  
 収入・支出の総額  
 ア 収入総額 28,124,216円  
 前年繰越額 397,366円  
 本年の収入額 27,726,850円



高尾ハイヤー(株)	80,000円	秋田市	0円	イ 支出総額			
(株) 東佳建材店	120,000円	"		政治団体の名称	澤田一文後援会		
大豊建設(株) 秋田営業所	120,000円	"		報告年月日	平成15年2月14日		
(株) 清水組	360,000円	男鹿市		収入・支出の総額			
(株) ナイヌ	120,000円	秋田市	0円	ア 収入総額			
(株) 汎建築設計事務所	120,000円	"		イ 支出総額			
(株) 平野組秋田営業所	120,000円	"		政治団体の名称	森元つねお秋田県後援会		
(株) 松紀	120,000円	"		報告年月日	平成15年2月14日		
丸果秋田県青果(株)	120,000円	"		収入・支出の総額			
山二施設工業(株)	120,000円	"		ア 収入総額			
ヤマヨ(株)	120,000円	"		前年からの繰越額			
加藤建設(株)	90,000円	"		イ 支出総額			
(株) 新秋管業建設	90,000円	"		収入・支出の内訳			
(株) 誠文社	120,000円	"		ア 支出の内訳			
その他の寄附	260,000円	"		経常経費			
政治団体からの寄附				備品・消耗品費			
新政経済研究会	8,816,850円	東京都		事務所費			
イ 支出の内訳				小計			
経常経費				政治活動費			
人件費	18,955,728円			組織活動費			
光熱水費	584,572円			小計			
備品・消耗品費	3,807,470円			合計			
事務所費	1,650,615円			政治団体の名称	北秋政策研究会		
小計	24,998,385円			報告年月日	平成15年2月17日		
政治活動費				収入・支出の総額			
組織活動費	594,228円			ア 収入総額			
機関紙誌の発行その他の事業費	1,331,603円			前年からの繰越額			
寄附・交付金	1,200,000円			本年の収入額			
小計	3,125,831円			イ 支出総額			
合計	28,124,216円			収入・支出の内訳			
(2) その他の政治団体				ア 収入の内訳			
政治団体の名称	大橋のり子後援会			その他の収入			
報告年月日	平成15年2月7日			1件10万円未満のもの			
収入・支出の総額				合計			
ア 収入総額	0円			政治団体の名称	ただけだ成功後援会		

報告年月日	平成15年2月17日	収入総額	32,500円
収入・支出の総額		収入総額	32,500円
収入総額		収入の内訳	
前年からの繰越額		収入の内訳	
本年の収入額	12,528円	機関紙誌の発行その他の事業による収入	32,500円
支出総額	1円	澤田一文後援会報告会	
収入・支出の内訳	0円	合計	32,500円
収入の内訳		平成12年分	
その他の収入		政治団体の名称	澤田一文後援会
1件10万円未満のもの		報告年月日	平成15年2月14日
合計	1円	収入・支出の総額	
政治団体の名称	奈良書三郎後援会	収入総額	0円
報告年月日	平成15年2月20日	支出総額	0円
収入・支出の総額		収入総額	0円
収入総額	0円	支出総額	0円
支出総額	0円		
平成13年分			
政治団体の名称	澤田一文後援会		
報告年月日	平成15年2月14日		
収入・支出の総額			
収入・支出の総額			

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯  
 秋選管告示第三十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の  
 規定に基づき、告示する。  
 平成十五年三月十四日

資金管理団体の 届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者氏名	届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地		
小松 健	秋田市議会議員	アクティブ・あきた	秋田市八橋大沼町十五番三十号	小松 健	平成十五年二月十三日
渡辺 正宏	"	渡辺正宏後援会	秋田市山王中園町十一番七号	渡辺 正宏	"
渡辺 正史	本荘市議会議員	渡辺まさふみ後援会	本荘市出戸町字赤沼下百八十二番地二	渡辺 正史	平成十五年二月二十五日

秋選管告示第三十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	渡部 英治	公職の種類	県議会議員	異動事項	新	内 容	旧	届出年月日	平成十五年二月十二日
資金管理団体の名称	わたなべ英治後援会	公職の種類	県議会議員	主たる事務所	大曲市田町二十三番十号	大曲市朝日町十六番十五号			

秋選管告示第三十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条

の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	小 西 省 吾	公職の種類	仙北町長	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
	武 田 成 功	県議会議員	北秋政策研究会		仙北郡仙北町橋本字富慶三百二十番地	小 西 省 吾	平成十五年二月七日
					北秋田郡比内町扇田字上中島四十九番地	武 田 成 功	平成十五年二月十九日

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubarasatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄